



神奈川県支部による災害時を想定した訓練の様子

わたしたちの神奈川だから



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

皆さまのご支援を安心に

日頃から日本赤十字社の活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
赤十字は、地域福祉やボランティア活動など、地域に根ざした活動を行っております。
そして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して救援活動を行うなど、
地域と密接なかかわりがあります。

いかなる状況下であっても、地域の皆さまのいのちと健康、尊厳を守ることを赤十字の
使命とし、これからも活動を続けてまいります。

皆さまに 幅広くご活用いただけます！！

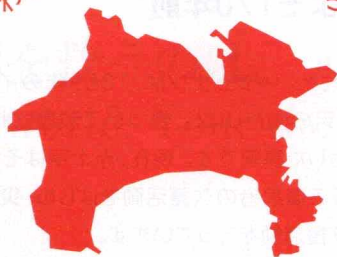
災害からあなたと大切な人を守る 「赤十字防災セミナー」



大規模災害時に、地域コミュニティで必要となる「自助」「共助」の力を高める「赤十字防災セミナー」。皆さまのまちで災害が発生したときに予想される被害、避難生活などの課題をイメージしながら、いのちを守り、暮らしをつなぐための方法などを、地域に密着した方法でお伝えしています。

わたしたちの神奈川だから

つなげたい

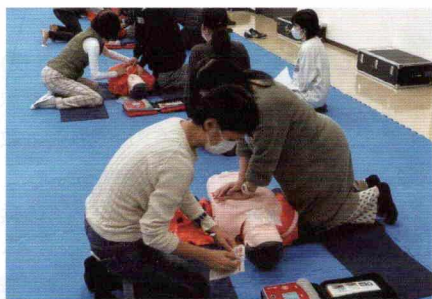


CONTENTS

INTRODUCTION	2	税制上の優遇措置について	14
日本赤十字社のはじまり	4	表彰について	15
事業紹介	6	市区町村の赤十字担当窓口	16
事業予算	11	神奈川県内の赤十字施設	18
会費(活動資金)のご協力方法	12	赤十字についてのQ&A	19

～神奈川県支部の活動の一例～

人間のいのちと健康を守る 「救急法等講習」



心肺蘇生やAEDの使い方、子どものけがの
手当や災害時の高齢者支援など、各種講習
を行っています。

いのちを守る体験教室 「赤十字de自由研究」



小学生(4年生以上)と保護者を対象に親子
で“防災”や“いのち”を守る体験イベントを
夏休みに開催しています。

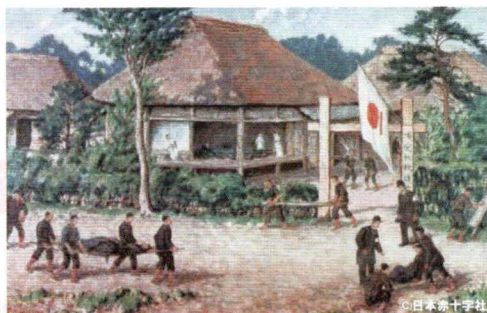
今からおよそ170年前

スイス人のアンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目の当たりにし、傷ついて放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。赤十字が誕生した瞬間です。現在、赤十字はそのネットワークを191の国と地域に広げ、紛争・災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、復興支援、医療・保健、青少年育成など幅広い人道支援活動を行っています。

日本赤十字社



佐野 常民



西南戦争時の救護所



日本赤十字社本社(東京都港区)

1867年に佐賀藩士の佐野常民(初代社長)は、パリ万博の派遣団に加わり、現地で赤十字の展示を見て「敵味方の区別なく、救う」という赤十字精神に感動しました。

1877年には西南戦争がおこり、多くの兵士が戦野に倒れました。佐野はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。

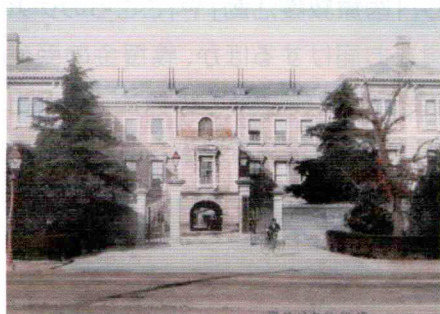


アンリー・デュナン

人間を救うのは、人間だ。
Our world. Your move.

— 日本赤十字社スローガン —

神奈川県支部の紹介



旧 神奈川県庁舎



関東大震災における臨時救護



日本赤十字社神奈川県支部(横浜市中区)

全国47都道府県にある日本赤十字社の支部のひとつとして、1887年に「神奈川県委員部」が誕生(神奈川県庁内)。1896年に「神奈川県支部」と改称しました。

災害救護活動をはじめ、救急法の普及やボランティア活動の推進などの拠点として活動を展開しています。さらに、県内全ての地域の人々に赤十字の活動が届くよう、赤十字事業の推進を担う赤十字担当窓口(地区・分区)を設置しています。(p.16参照)

災害救護事業



いつ起こるか
分からない
災害に備えて
できること



災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に救援物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を常時15班編成し、5つの倉庫（横浜市中区・港北区、横須賀市、南足柄市、箱根町）に次の救援物資を備蓄しています。

救援物資の例



毛布

保管や配送を考
えて真空パックで
圧縮しています。



緊急セット

ラジオ、懐中電灯、マスク
やウェットティッシュ等の
衛生用品などが収納され
ています。



安眠セット

マットレス・空気
枕・アイマスクな
どが収納されて
います。



援護物資

洗剤、歯ブラシ、タオルな
どの身の回りの品を収納し、県
内各市区町村の赤十字担当
窓口に配備し、火災・風水害
などの際に配布します。

救急法等の講習



大切な人を
救うため
それはあなたに
できること



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

令和6年度講習開催実績		開催回数	参加人数
救急法	日常生活における事故防止や手当の基本、胸骨圧迫や人工呼吸の方法、AED(自動体外式除細動器)の使い方などを学びます。	693回	16,777人
水上安全法	水辺の事故防止、おぼれた人の救助・応急手当の方法などを学びます。	100回	2,322人
健康生活支援講習	高齢期を健やかに生きるための知識や、高齢者の自立に役立つ介護技術などを学びます。	100回	2,057人
幼児安全法	乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、かかりやすい病気の対処方法などを学びます。	136回	2,109人
雪上安全法	雪上の事故防止、けが人の救助の方法などを学びます。	0回	0人

合計 1,029回 23,265人

血液事業



安全な血液を安定的に届けるために

国や地方公共団体などと協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、7カ所の献血ルームと11台の献血バスなどにより、皆さまから献血のご協力をいただいています。



国際活動



災害・紛争・病気… 世界中で 苦しむ人を 救うために



191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援活動と開発途上国における防災・保健衛生などの支援活動を行っています。令和8年度神奈川県支部では、ラオスの救急法普及支援事業、インドネシアの防災強化事業、モンゴルの保健医療支援事業に取り組みます。

青少年赤十字



子どもたちの「主体性」を育むために

赤十字の精神に基づいた態度目標「気づき」「考え」「実行する」を掲げ、様々な活動が学校教育の中で展開されています。けがの予防と応急手当などを学ぶ「健康安全プログラム」や、災害の備えなどを学ぶ「防災教育プログラム」の普及推進に力を入れています。





赤十字の 使命とする 人道的な活動を 実践しています



1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから79年、今では93団、約2万人の赤十字ボランティアが活躍しています。赤十字の活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

●地域赤十字奉仕団[51団:18,598人]

県内市区町村ごとに結成され、主に地域社会をより良くする活動として、地域のニーズに合わせ、子育て支援や高齢者支援、環境美化等を行っています。

●特別赤十字奉仕団[42団:1,857人]

※大学生、青年層の青年赤十字奉仕団5団を含む

特技や専門の技術を持った人たちが集まり、多様なニーズに応じた活動を行っています。例として、点字・録音図書の作成(視覚障害援助関係奉仕団)、救急法等講習普及(安全奉仕団ほか)、災害救護(救護、無線、山岳の各奉仕団)を行っています。

●赤十字防災ボランティア[8ブロック:361人]

居住地域を中心に、災害時は応急救護や復旧活動への協力、平時は地域イベントへの協力等を行っています。

医療事業



皆さまに 信頼される 病院の運営を 目指して



全国で91の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、横浜市立みなと・秦野・相模原赤十字病院を運営しています。

※横浜市立みなと赤十字病院：横浜市の指定管理者として運営しています。

※相模原赤十字病院：相模原市内の診療所（青野原・千木良・藤野）を相模原市の指定管理者として運営しています。



横浜市立みなと赤十字病院



秦野赤十字病院



相模原赤十字病院

看護師の養成



災害救護や国際救援など 幅広く活躍できる看護師を育成

県内赤十字病院における必要な看護師を確保するための奨学金貸与事業に対して助成するとともに、災害救護・国際救援の分野等でも幅広く活躍できる看護師を育成するための研修や訓練に力を入れています。

赤十字活動資金の使い道

令和8年度事業予算

予算合計 **1,123,235,000円**

皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



会費(活動資金)のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご協力をお願いします。

地域での ご協力

町内会・自治会のご協力により募集を行っています。また、市区町村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

郵便局・銀行 でのご協力



日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。

郵便局(ゆうちょ銀行)	00290-8-20001
横浜銀行 県庁支店(普通)	1031284
三菱UFJ銀行 横浜中央支店(普通)	1110858
みずほ銀行 横浜支店(普通)	1733012

受取人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。

口座振替

2,000円以上の金額を、毎月または毎年、ご希望の口座からお振替します。

クレジット カード・ Amazon Pay

2,000円以上の任意の金額
でご協力いただけます。

Webで気軽にすぐできる!

申し込み
フォーム



遺贈・相続 財産の寄付

遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。
※相続税の申告の際に必要な証明書を発行できます。

周年記念事業 でのご協力

法人・団体さまの大切な節目となる周年事業において、赤十字活動をご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRできます。

寄付金付 自動販売機 でのご協力

お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字マークが付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部を定期的にご寄付いただけます。



日本赤十字社への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページを参照。
ご要望やご相談がございましたら、お気軽に振興課までお問い合わせください。

募集方法について (あくまでも一例です)

町内会、自治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費(活動資金)のご寄付をお願いしています。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県支部および市区町村の赤十字担当窓口(16、17ページ)でも受け付けています。

1

委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを
持ち、各ご家庭を訪問します。



委嘱状

会費(活動資金)募集の
業務をお願いしている証。



受領証(10枚つづり)

会費(活動資金)を受領した
際に発行します。

協力会員門標



寄付者の皆さまに
お渡しします。

パンフレット



この
冊子です。

チラシ



配布、
または
回覧します。

2

チラシなどで趣旨を説明し、会費(活動資金)を預かり、
受領証を発行します。

なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。

3

各町内会などで集められた会費(活動資金)と受領証の控えを
町内会長など(協賛委員)へ引渡します。

4

各町内会長など(協賛委員)は会費(活動資金)と受領証の控えを
各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

会員制度について

「会員」とは、赤十字の理念と活動に賛同し、年額2,000円以上のご協力を
いただいた方(個人、法人・団体)のことです。

会員として加入いただいた方*には年2回程度、会員誌などをお送りします。

※会員ご希望の方は、ご寄付の際にお申し出ください。

また、「会員」以外でご寄付いただいた方を「協力会員」とお呼びしています。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

	優遇措置の名称等	寄付の内容	優遇措置の内容
個人	特定寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。
	住民税にかかる寄付金控除 (募集期間 4月～翌年3月)※	日本赤十字社の各都道府県支部に対する寄付金で、総務大臣の指定をうけた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。
	相続税の非課税	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	相続または遺贈により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価額は、相続人の納めるべき相続税の課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本赤十字社神奈川県支部に指定することができます。
法人	指定寄付金 (募集期間 4月～9月)※	日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入ができます。
	特定公益増進法人に対する寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

※住民税にかかる寄付金(個人)および指定寄付金(法人)については、募集限度額の関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、居住地の日本赤十字社都道府県支部へのご寄付に限られます。

表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

日本赤十字社からの表彰

金色有功章を受章され、さらに会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

社長
感謝状



有功章記(個人)



有功章(個人)



有功章(法人・団体)

金色
有功章

会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

銀色
有功章

会費(活動資金)として累計20万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。

特別
社員章

会費(活動資金)として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

国からの表彰

厚生労働大臣
感謝状

会費(活動資金)として4月～翌年3月(同一年度内)に個人では100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費(活動資金)として一時または予め分納(期間の制限なし)の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に天皇陛下からの褒章の記を贈呈させていただきます。

税制上の優遇措置および表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

市区町村の赤十字担当窓口

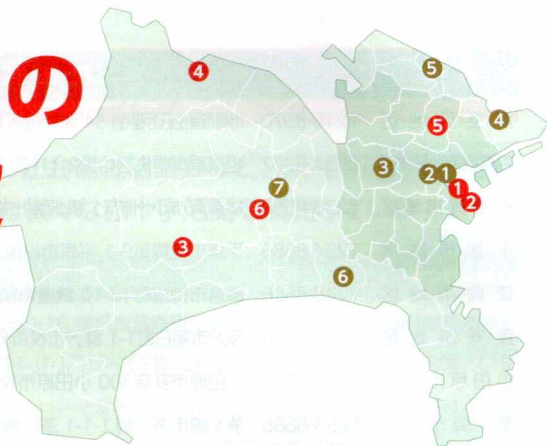
神奈川県内の各市区役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口(地区・分区)を設置し、地域に根ざした様々な赤十字活動を展開しています。

名 称		所 在 地	電話番号
横浜市地区本部	〒231-0005	横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 福祉保健課	045-671-4044
鶴見区地区	〒230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 リオバルデ鶴声2階 鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川区地区	〒221-0825	横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川11階 神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区地区	〒220-0011	横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区地区	〒231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区地区	〒232-0024	横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階 南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区地区	〒233-0003	横浜市港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点 港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ヶ谷区地区	〒240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも3階 保土ヶ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区地区	〒241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区地区	〒235-0016	横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区地区	〒236-0021	横浜市金沢区泥亀1-21-5 いきいきセンター金沢 金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区地区	〒222-0032	横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑区地区	〒226-0019	横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階 緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区地区	〒225-0024	横浜市青葉区区尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点 ふれあい青葉 青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区地区	〒224-0006	横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館 都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区地区	〒244-0003	横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄区地区	〒247-0005	横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区地区	〒245-0023	横浜市泉区和泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区地区	〒246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町469せやまる・ふれあい館2階 瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117
川崎市地区本部	〒210-8577	川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 地域包括ケア推進室 地域福祉担当	044-200-2628
川崎区地区	〒210-8570	川崎市川崎区東田町8/パレルビル7階 川崎区役所 地域まもり支援センター 地域ケア推進課	044-201-3228
川崎区地区大師分区	〒210-0814	川崎市川崎区台町26-7 川崎区役所大師支所 地域振興担当	044-271-0137
川崎区地区田島分区	〒210-0853	川崎市川崎区田島町20-23 川崎区役所田島支所 地域振興担当	044-322-1968
幸区地区	〒212-8570	川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所 地域まもり支援センター 地域ケア推進課	044-556-6643
中原区地区	〒211-8570	川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所 地域まもり支援センター 地域ケア推進課	044-744-3252
高津区地区	〒213-8570	川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所 地域まもり支援センター 地域ケア推進課	044-861-3302
宮前区地区	〒216-8570	川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所 地域まもり支援センター 地域ケア推進課	044-856-3254
多摩区地区	〒214-8570	川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 地域まもり支援センター 地域ケア推進課	044-935-3285

名 称	所 在 地	電話番号
麻 生 区 地 区	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所 地域まもり支援センター 地域ケア推進課	044-965-5156
相模原市地区本部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 生活福祉課	042-851-3170
横 須 賀 市 地 区	〒238-8550 横須賀市小川町11 横須賀市役所 市民生活課	046-822-8220
平 塚 市 地 区	〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課	0463-21-9862
鎌 倉 市 地 区	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課	0467-61-3958
藤 沢 市 地 区	〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525
小田原市地区	〒250-8555 小田原市荻窪300 小田原市役所 福祉政策課	0465-33-1863
茅ヶ崎市地区	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市役所 地域福祉課	0467-81-7152
逗 子 市 地 区	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市役所 社会福祉課	046-873-1111
三 浦 市 地 区	〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市役所 福祉課	046-882-1111
秦 野 市 地 区	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課	0463-82-7392
厚 木 市 地 区	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所 地域包括ケア推進課	046-225-2200
大 和 市 地 区	〒242-0004 大和市鶴間 1-31-7 大和市保健福祉センター5階 福祉総務課	046-260-5604
伊勢原市地区	〒259-1188 伊勢原市田中348 伊勢原市役所 地域福祉推進課	0463-94-4718
海老名市地区	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 福祉政策課	046-235-4820
座 間 市 地 区	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所 地域福祉課	046-252-7127
南足柄市地区	〒250-0192 南足柄市関本440 南足柄市役所 福祉課	0465-43-7553
綾 瀬 市 地 区	〒252-1192 綾瀬市早川550 綾瀬市役所 福祉総務課	0467-70-5613
葉 山 町 分 区	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 福祉課	046-876-1111
寒 川 町 分 区	〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 寒川町役場 福祉課	0467-74-1111
大 磯 町 分 区	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 大磯町役場 福祉課	0463-61-4100
二 宮 町 分 区	〒259-0196 中郡二宮町二宮961 二宮町役場 福祉保険課	0463-75-9289
中 井 町 分 区	〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪56 中井町役場 健康課	0465-81-5546
大 井 町 分 区	〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課	0465-83-8012
松 田 町 分 区	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場 子育て健康課	0465-84-5544
山 北 町 分 区	〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課	0465-75-3644
開 成 町 分 区	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 開成町役場 保険健康課	0465-84-0328
箱 根 町 分 区	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課	0460-85-7790
真 鶴 町 分 区	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1 真鶴町役場 保険福祉課	0465-68-1131
湯 河 原 町 分 区	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課	0465-63-2111
愛 川 町 分 区	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 愛川町役場 福祉支援課	046-285-6928
清 川 村 分 区	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場 子育て健康福祉課	046-288-3861

神奈川県内の 赤十字施設

- 赤十字施設
- 献血ルーム



1 日本赤十字社神奈川県支部

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7

TEL 045-681-2123

2 横浜市立みなと赤十字病院

〒231-8682 横浜市中区新山下3-12-1

TEL 045-628-6100

3 秦野赤十字病院

〒257-0017 秦野市立野台1-1

TEL 0463-81-3721

4 相模原赤十字病院

〒252-0157 相模原市緑区中野256

TEL 042-784-1101

5 神奈川県赤十字血液センター

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町680-7

TEL 045-834-4611

6 神奈川県赤十字血液センター湘南事業所

〒243-0035 厚木市愛甲1837

1 横浜SKY献血ルーム

〒220-0011 横浜西区高島2-19-12
スカイビル27階

TEL 045-444-1088

2 横浜Leaf献血ルーム

〒220-0004 横浜西区北幸1-6-1
横浜ファーストビル14階

TEL 045-534-7173

3 二俣川献血ルーム

〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-2

TEL 045-361-0330

4 かわさきルフロン献血ルーム

〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-11
川崎ルフロン9階

TEL 044-245-1857

5 みぞのくち献血ルーム

〒213-0001 川崎市高津区溝口1-3-1
ノクティプラザ1 10階

TEL 044-813-0311

6 クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム

〒251-0055 藤沢市南藤沢21-8
大安興業ビル4階

TEL 0466-25-8877

7 海老名献血ルーム

〒243-0438 海老名市めぐみ町3-1
VINA GARDENS PERCH 8階

TEL 046-240-8655



赤十字についてのQ&A

Q. 寄付は強制ですか？

A. 強制ではなく、任意でお願いしています。

赤十字の災害救護をはじめとする様々な事業にご理解をいただいた皆さまからの寄付が、苦しんでいる人の支えとなります。

Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

A. 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただきます、会員誌などをお送りします。

Q. 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で行うのですか？

A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資金)」の募集にご協力をいただいています。

Q. 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

A. 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けられます。また、「救援金」は、海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援などに使われます。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部 振興課 TEL 045-681-2268

団体見学也大歓迎!

見て、触れて、体験できる!「かながわ赤十字情報プラザ」



待ってるガー



詳細・予約は
こちら



自治会・町内会等の研修や、小学校の校外学習先としても大人気な赤十字展示室。AEDやエアテントによる仮設診療所、地雷模型など多数の展示のほか、体験コーナーも充実。見学される方のご要望に応じて、ガイドが解説します。お気軽にお越しください。

【入館料】無料

【開館日】平日、第1・3日曜日 10:00~16:30

【場 所】〒231-8536 横浜市中区山下町70-7 日本赤十字社神奈川県支部

みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口より徒歩1分

JR京浜東北線・横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」徒歩10分



日本赤十字社 神奈川県支部

Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7

TEL 045-681-2123(代表)



日赤 かながわ



ミックス

紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C171255